

【 70歳未満 区分ごとの自己負担限度額 】

区分	標準報酬月額	高額療養費の自己負担限度額
ア	83万円以上	252,600円＋(総医療費－842,000円)×1%
		<多数該当:140,100円>
イ	53万円～79万円	167,400円＋(総医療費－558,000円)×1%
		<多数該当:93,000円>
ウ	28万円～50万円	80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%
		<多数該当:44,400円>
エ	26万円以下	57,600円
		<多数該当:44,400円>
オ	低所得者 (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円
		<多数該当:24,600円>

注) 「区分ア」または「区分イ」の方は、市区町村民税が非課税であっても低所得者とはなりません。

【 70歳以上 区分ごとの自己負担限度額 】

区分	標準報酬月額	高額療養費の自己負担限度額	
		外来・個人単位	入院・世帯単位
現役並みⅢ (高齢受給者証の負担割合が3割)	83万円以上	252,600円＋(総医療費－842,000円)×1% <多数該当 140,100円>	
現役並みⅡ (高齢受給者証の負担割合が3割)	53万円～79万円	167,400円＋(総医療費－558,000円)×1% <多数該当 93,000円>	
現役並みⅠ (高齢受給者証の負担割合が3割)	28万円～50万円	80,100円＋(総医療費－267,000円)×1% <多数該当 44,400円>	
一般	26万円以下	18,000円 <年間(※1) 上限144,000円>	57,600円 <多数該当44,400円>
低所得者	低所得者Ⅱ(※2)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ(※3)		15,000円

※1 前年8月1日から7月31日までの1年間です。

※2 被保険者が市区町村民税の非課税者等です。

※3 被保険者とその扶養家族すべての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

注) 現役並み所得者にの方は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

*総医療費とは、健康保険が適用される診療費用の総額(10割)です。

*多数該当とは、診療を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額の適用を受け、自己負担限度額を支払った場合も含む)場合には、4か月目から自己負担限度がさらに軽減されます。